

社会技術研究論文集規定

社会技術研究論文集は、「社会技術研究」に関連する研究成果を発表する論文集であり、社会技術研究会より発行される。

1. 本論文集の趣旨・研究分野

本論文集は、社会問題を解決するための、あるいは何らかの社会的価値を実現するためのシステムの構築を通じ、社会の円滑な運営を実現することを目標とした研究の成果を対象とする。目的が合致していれば、理論的研究から実践的研究（政策オプションや制度の提案等）まで、また人文・社会科学的研究から自然科学的研究まで、幅広い領域からの投稿を歓迎する。

対象とする論文の目的と題材の事例については、資料「社会技術研究論文集が対象とする論文の目的と題材の例」を参照されたい。

2. 論文の種類・形態

(1) 論文の種類

「社会技術研究」論文集には、以下の論文を掲載する。

- i) 投稿論文：論文集の趣旨に合致した研究の成果をとりまとめた論文で、後述の審査の結果、掲載に値すると判定されたもの。
- ii) 招待論文：社会技術研究の意義・重要性、研究の動向や、今後の発展の方向を幅広く展望した総説・研究展望など。

(2) 論文の形態

論文の形態は「和文」または「英文」とする。

3. 発行責任者及び論文審査委員

(1) 発行責任者 社会技術研究会

(2) 論文審査委員会 社会技術研究会の下に論文審査委員会を設置する

4. 投稿資格

投稿資格は問わない。

5. 原稿の作成

原稿の作成は、別に定める執筆要領による。

6. 投稿方法、原稿受理日

原稿は、電子メールによる投稿とする。電子メール投稿要領は別途定める。原稿受理日はメール受信確認返信日を持って受理日とする。

7. 論文審査の審査基準・審査方法

(1) 審査基準

- 1) 社会技術研究論文集に掲載が相応しい内容であること（資料「内容に関する掲載の判断基準の例」を参照されたい）
- 2) 内容、記述について十分な推敲がなされており、論文としての完成度が高いこと
- 3) 未発表であること（本論文集の趣旨に従って、新たな知見を加味し、再構成された場合を含む）
- 4) 他学協会誌，等へ二重に投稿していないこと

(2) 審査方法

論文審査委員会は、投稿された各論文に対して、1名の査読責任者と最低2名の査読者を選ぶ。査読者は、審査基準に従い審査の上、以下の4段階の評価点と判定理由を提出する。そして、評価点に応じて（ケース1）～（ケース4）のように判定する。

査読責任者は、上に示した審査基準を明らかに満たしていないと判断した場合、不採択を論文審査委員会に提案することができる。また、査読責任者は必要に応じて査読者の追加等の処置を講ずることができるものとする。

4：掲載すべきである。

3：修正することが望ましい指摘事項があるが、掲載すべきである。

2：看過し難い指摘事項があるが、その修正が可能な場合に限り掲載すべきである。

1：掲載すべきでない。

（ケース1）査読者の評価点がすべて4点の場合、採択とする。

（ケース2）査読者の最低評価点が3点の場合、採択とする。査読責任者は、投稿者に修正を依頼する。

（ケース3）査読者の最低評価点が2点の場合、査読責任者は、投稿者に修正を依頼する。査読責任者は、2点を付けたすべての査読者の指摘した「看過し難い指摘事項」が修正されていることを確認する。確認できた場合は採択とし、確認できない場合は、不採択とする。

（ケース4）全査読者の最低評価点が1点の場合、不採択とする。

査読責任者は、審査の経緯と審査結果を論文審査委員会に報告する。この際、査

読責任者は査読の経緯等を総括コメントとして論文審査委員会に報告する。論文審査委員会は採択の結果を著者に伝える。

8. 論文集の発行形態

(1) 論文集は電子論文集として発行し、論文は社会技術研究会のWEBサイトにPDFファイルで掲載する。PDFファイルはダウンロード・印刷が可能であるが、変更は不可能な形態とする。

(2) 論文集はJ-STAGE（科学技術振興事業団による、日本国内の科学技術情報関係の電子ジャーナル発行を支援するシステム）に掲載する。

(3) ハードコピー版を作成し、国会図書館に登録するとともに、希望者に販売する。

9. 掲載料

論文の掲載料は3,000円とする。

10. 著作権

掲載された論文等の著作権は社会技術研究会に帰属する。従って、他の出版物に掲載する場合は、本会の承諾を得なければならない

11. 著者の責任

掲載された論文等の内容についての責任は、全て著者が負うものとする。

12. 発行回数

年1回の発行とする。

13. 規定の変更

この規定の変更は社会技術研究会役員会の議を経るものとする。